

を「

1,300円	1,300円	1,600円	4,200円
250円	250円	300円	800円

」

に、「」を「」に、「10、

円	1,600円
1,500	950円
850	1,500円
1,350	500円
400	190円
150	9,300円
7,500	11,200円
9,000	600円
500	

」

000円」を「2,500円」に改め、同表植物公園の有料公園施設の部中

「」を

円	円	円
2,000	3,000	4,500
4,000	6,000	9,000
2,000	3,000	4,500

」

「」に、

2,200円	3,300円	5,000円
4,400円	6,600円	10,000円
2,200円	3,300円	5,000円

」

「」を「」に改め、同表の備考第1項中第5

普通	普通車
大型	大型車

」

号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号の場合において、使用期間に1月未満の端数が生じたときは、これを1月とみなす。

別表第2の備考第3項第5号中「高等学校」を「高等学校(以下「高等学校」という。)」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 「1月」とは、当該月の初日(使用の開始の日が月の途中である場合にあつては、当該開始の日)から末日までの期間をいう。

別表第2の備考第4項第2号を次のように改める。

(2) 「普通車」とは、大型車及び二輪自動車その他これに類するものを除く道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

別表第2の備考第4項に次の1号を加える。

(3) 「大型車」とは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車で乗車定員が1人以上であるバス及び市長が認めるものをいう。

別表第2の備考第5項中「宇治市民でない場合又は宇治市内の事業所、各種団体若しくはこれらの従業員でない」を「次の各号に掲げる者のいづれにも該当しない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市内に居住する者

- (2) 市内に所在する事業所、各種団体等に勤務する者
- (3) 市内に所在する中学校、高等学校、特別支援学校の中学部及び高等部、学校教育法第1条に規定する大学(以下「大学」という。)、同法第124条に規定する専修学校(以下「専修学校」という。)その他これらに準ずる施設のうち市長が認めるものに在学する者
- (4) 市内に所在する事業所、各種団体等

別表第2の備考第7項第1号中「同条に規定する大学(以下「大学」という。)」を「大学」に、「同法第124条に規定する専修学校(以下「専修学校」という。)」を「専修学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第12条第2項の改正規定並びに次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条第2項の規定は、平成30年度以後の年度分の使用料に係る督促手数料について適用し、平成29年度分までの使用料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第1の規定及び別表第2の規定(西宇治公園、東山公園、黄檗公園・黄檗ふれあい公園及び植物公園の有料公園施設の使用料に係る部分に限る。)は、平成30年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市屋外広告物条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第22号

宇治市屋外広告物条例の一部を改正する条例

宇治市屋外広告物条例(平成22年宇治市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第29条関係)

区分	単位	手数料の額
屋上広告物、屋上広告塔その他これらに類するもの	面積が2平方メートル以下のもの	1,000円
	面積が2平方メートルを超え5平方メートル以下のもの	2,500円
	面積が5平方メートルを超えるもの	2,500円に当該超える面積につき5平方メートルごとに3,000円を加算した額
一般広告塔、軒下広告物、建植広告物、塀垣広告物、アーチ広告物その他これらに類するもの	面積が2平方メートル以下のもの	800円
	面積が2平方メートルを超え5平方メートル以	2,000円

	下のもの 面積が5平方メートルを超えるもの		2,000円に当該超える面積につき5平方メートルごとに2,500円を加算した額
気球広告物その他これに類するもの			750円
横断幕その他これに類するもの			1,000円
幕広告その他これに類するもの			500円
立看板その他これに類するもの			500円
広告旗、貼札その他これらに類するもの			250円
貼紙その他これに類するもの	100枚ごとに		500円

備考

- 「面積」とは、広告物等（第11条第1項に規定する変更の許可に係る広告物等にあつては、当該許可に係る変更後の広告物等）の面積をいい、市長が別に定める方法により算定したものをいう。
- 面積が5平方メートルを超える場合において、当該超える面積が5平方メートル未満のとき、又は当該超える面積に5平方メートル未満の端数が生じたときは、これらをそれぞれ5平方メートルとみなす。
- 貼紙その他これに類するものの算定において、その枚数が100枚未満のとき、又はその枚数に100枚未満の端数が生じたときは、これらをそれぞれ100枚とみなす。
- 可変表示機能を有する広告物等（可動式ポスターその他の常時表示内容を変えることができる機能を有する広告物等をいう。）に係る手数料は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 照明装置又は発光装置を有する広告物等に係る手数料は、この表に定める額（前項の規定の適用がある場合は、同項の規定により算定した額）に2分の3を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成30年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の宇治市屋外広告物条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可の申請に係る手数料について適用し、同日前の許可の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第23号

宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

宇治市自転車等駐車場条例（昭和57年宇治市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「（指定管理者による管理等）」に改め、同条第1項中「基づき、指定管理者」を「より、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「指定管理者の」を「第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う

」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「の工作物の維持管理」を「工作物の維持及び管理」に、「こと。」を「業務」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）駐車場の利用の許可に関する業務

第11条に次の1項を加える。

- 第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における第8条の規定の適用は、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表（第4条関係）

種別	利用区分	一時利用（1日1回の利用ごとにつき）	駐車料金		
			定期利用		駐車場の位置の上部に覆いがない場合
			月数	駐車場の位置の上部に覆いがある場合	
自転車	一般	150円	1月	2,600円	2,100円
			3月	7,400円	5,900円
			6月	14,000円	11,200円
	学生及び高齢者	150円	1月	2,300円	1,900円
			3月	6,700円	5,300円
			6月	12,600円	10,100円
	障害者等	150円	1月	1,300円	1,000円
			3月	3,700円	3,000円
			6月	7,000円	5,600円
原動機付自転車	一般及び学生	250円	1月	4,000円	3,200円
			3月	11,400円	9,100円
			6月	21,600円	17,300円
	高齢者	250円	1月	3,600円	2,900円
			3月	10,300円	8,200円
			6月	19,400円	15,600円
	障害者等	250円	1月	2,000円	1,600円
			3月	5,700円	4,600円
			6月	10,800円	8,600円
自動二輪車	一般及び学生	300円	1月	4,600円	3,700円
			3月	13,100円	10,500円
			6月	24,800円	19,900円
	高齢者	300円	1月	4,100円	3,300円
			3月	11,800円	9,400円
			6月	22,400円	17,900円
	障害者等	300円	1月	2,300円	1,800円
			3月	6,600円	5,200円
			6月	12,400円	9,900円

別表の備考第3項中「者」を「者で、高齢者及び障害者等以外のもの」に改め、同表の備考第4項中「者を」を「者で、障害者等以外のものを」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の定期利用の申込みに係る駐車料金について適用し、同日前の定期利用の申込みに係る駐車料金については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第24号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇治市水道事業給水条例（昭和37年宇治市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第35条各号列記以外の部分中「各号の」を「各号に掲げる」に改め、同条第9号中「50円」を「70円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日以後に発した督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市公共下水道条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第25号

宇治市公共下水道条例の一部を改正する条例

宇治市公共下水道条例(昭和59年宇治市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項を次のように改める。

第22条 次の各号に掲げる者は、第7条第1項の規定による指定(以下「指定」という。)の申請の際、当該各号に定める額の手料を納付しなければならない。

(1) 新たに排水設備指定工事業者としての指定を受けようとする者 15,000円

(2) 排水設備指定工事業者としての指定の有効期間満了後引き続き指定を受けようとする者 10,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市公共下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後の指定の申請に係る手数料について適用し、同日前の指定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市総合福祉会館条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第26号

宇治市総合福祉会館条例の一部を改正する条例

宇治市総合福祉会館条例(昭和57年宇治市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(指定管理者による管理等)」に改め、同条第1項中「基づき、指定管理者」を「より、同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「指定管理者の」を「第1項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う」に改め、同項第1号中「こと。」を「業務」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「維持管理」を「維持及び管理」に、「こと。」を「業務」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 会館の使用の許可に関する業務

第12条に次の1項を加える。

4 第1項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合における第5条、第6条、第8条及び第9条の規定の適用は、これ

らの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第27号

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年宇治市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「基づき」を「より」に改め、同項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改め、同項第3号及び第4号中「基づき」を「より」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市地域福祉センター条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第28号

宇治市地域福祉センター条例の一部を改正する条例

宇治市地域福祉センター条例(平成5年宇治市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(指定管理者による管理等)」に改め、同条第1項中「基づき、指定管理者」を「より、同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「指定管理者の」を「第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「維持管理」を「維持及び管理」に、「こと。」を「業務」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) センターの使用の許可に関する業務

第10条に次の1項を加える。

4 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第3条、第4条、第6条及び第7条の規定の適用は、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市デイホーム条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第29号

宇治市デイホーム条例の一部を改正する条例

宇治市デイホーム条例(平成7年宇治市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条を第12条とし、第6条の見出しを「(指定管理者による

管理等)」に改め、同条第1項中「基づき、指定管理者」を「より、同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「指定管理者の」を「第1項の規定により指定管理者にデイホームの管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う」に改め、同項第1号中「こと。」を「業務」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「維持管理」を「維持及び管理」に、「こと。」を「業務」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) デイホームの使用の許可に関する業務

第6条に次の1項を加える。

4 第1項の規定により指定管理者にデイホームの管理を行わせる場合における第4条、第5条、第7条及び第8条の規定の適用は、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。第6条を第11条とし、第5条本文中「デイホームの利用者」を「使用者」に、「付属物」を「附属物」に、「破損し」を「汚損し、破損し」に改め、同条ただし書を削り、同条を第10条とし、第4条各号列記以外の部分中「一」を「いずれかに」に、「使用させないことがある」を「の使用を許可しないことができる」に改め、同条第4号中「管理運営上」を「管理上及び運営上」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の4条を加える。

(使用料)

第6条 デイホームの使用料は、無料とする。

(使用者の守るべき事項)

第7条 第4条第1項の規定によりデイホームの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外の目的で使用しないこと。
- (2) 許可を受けていない施設、設備等を使用しないこと。
- (3) 使用の権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示した事項

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により使用できなくなつたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、デイホームの使用を終了したとき、又は前条の規定により使用を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

(使用の手続)

第4条 デイホームを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

2 市長は、前項の許可にデイホームの管理上必要な条件を付することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第30号

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例(平成26年宇治市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第5条第1項第3号中「省令第140条の68第1項」を「介護支援専門員であつて、省令第140条の68第1項第1号」に、「者を」を「もの(当該主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過した者にあつては、当該修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。))」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(改正後の宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第5条第1項第3号の規定により、同号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修(省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、新条例第5条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、同号に規定する経過する日までの間に修了したものとみなす。

3 前項の規定により新条例第5条第1項第3号に規定する経過する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第5条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなつた場合には、適用しない。

5 平成26年度以前修了者が平成28年4月1日から平成29年3月30日までに主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、前3項の規定は適用せず、その者に対する新条例第5条第1項第3号の規定の適用については、同号中「介護支援専門員であつて、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過した者にあつては、当該修了

した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）とあるのは、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者	省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの
平成24年度及び平成25年度に主任介護支援専門員研修を修了した者	省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの
平成26年度に主任介護支援専門員研修を修了した者	省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの

(掲示済)

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第31号

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条—第32条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、基準該当居宅介護支援の事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号の員数及び基準並びに指定居宅介護支援の事業に係る第81条第1項の員数及び同条第2項の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用される用語の意義は、法で使用される用語の例による。

（基本方針）

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（暴力団員等の排除）

第4条 指定居宅介護支援の事業の指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）の介護支援専門員及び第6条第1項に規定する管理者は、宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であつてはならない。

2 指定居宅介護支援事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに規則で定める員数以上の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて、常勤であるものを置かななければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、規則で定める。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かななければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。